警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月19日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第9号

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則 (昭和 47 年岩手県公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正す る。

> 改正前 改正後

(携帯を禁止する護身用具)

第2条 警備業者等<u>は、</u>警備業務を行うに<u>当たって、次に掲げ</u> るものを護身用具として携帯してはならない。

(1) 金属製の楯

(2) 鉄棒その他人の身体に重大な危害を加えるおそれのあ るもの。ただし、警戒棒(長さ60センチメートル以下、直 径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒を いう。以下同じ。)、警戒杖(長さ90センチメートル超130 センチメートル以下の円棒(白樫若しくはこれより硬度の 低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直 径 2.8 センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる 材質とする先筒部分の直径 2.8 センチメートル以下及び厚 さ 0.2 センチメートル以下の2段式若しくは3段式のもの に限る。)をいう。以下同じ。)及び非金属製の楯(縦50 センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8 センチメートル以下のもの(楯の正面の像が長辺50センチ メートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさ まるものであって、厚さ 1.8 センチメートル以下のものを 含む。)に限る。以下同じ。)を除く。

(警備棒及び警備杖の携帯の制限)

備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯して はならない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業 (携帯を禁止する護身用具)

- 第2条 警備業者等<u>が</u>警備業務を行うに<u>当たり携帯してはなら</u> ない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないも のに限る。) 以外のものとする。
 - (1) 警戒棒 (その形状が円棒であって、長さが30センチメ <u>ートルを超え 90 センチメートル以</u>下であり、かつ、別表 1 の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める重量であるものに限る。)
 - (2) 警戒じょう (その形状が円棒であって、長さが90セン チメートルを超え 130 センチメートル以下であり、かつ、 <u>別表2の左欄に掲げる長さの区分</u>に応じ、それぞれ同表の 右欄に定める重量であるものに限る。)

- (3) さすまた
- (4) 非金属製の楯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に 著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に 重大な害を加えるおそれがないもの

(警備棒及び警備じょうの携帯の制限)

第3条 警備業者等は、部隊を編成する等集団の力を用いて警 | 第3条 警備業者等は、部隊を編成する等集団の力を用いて警 備業務を行う場合<u>は</u>、警戒棒及び<u>警戒じょう</u>を携帯してはな らない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業務を ない。

てはならない。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(非金属製の楯の携帯の制限)

- 第4条 警備業者等は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を 行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。
 - (1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる警備業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、検定等規則第1条第2項に に規定する施設警備業務(深夜(午前零時から日の出まで をいう。) において行われるものに限る。)

附則

[略]

務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りで 行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

2 警備業者等は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備 2 警備業者等は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備 業務以外の警備業務を行う場合<u>においては、警戒杖</u>を携帯し 業務以外の警備業務を行う場合<u>は、警戒じょう</u>を携帯しては ならない。

(1)~(4) 「略]

附則

[略]

別表第1 (第2条関係)

警戒棒の制限

<u>長 さ</u>	重 量
30センチメートルを超え40センチ	160グラム以下
メートル以下	
40センチメートルを超え50センチ	220グラム以下
メートル以下	
50センチメートルを超え60センチ	280グラム以下
メートル以下	
60センチメートルを超え70センチ	340グラム以下
メートル以下	
70センチメートルを超え80センチ	400グラム以下
メートル以下	
80センチメートルを超え90センチ	460グラム以下
メートル以下	

別表第2 (第2条関係)

警戒じょうの制限

長 さ	<u>重</u> 量
90センチメートルを超え100セン	510グラム以下
<u>チメートル以下</u>	
100センチメートルを超え110セ	570グラム以下
ンチメートル以下	
110センチメートルを超え120セ	<u>630グラム以下</u>
ンチメートル以下	
120センチメートルを超え130セ	690グラム以下

ンチメートル以下	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 17 条第 2 項において準用する同法第 16 条第 2 項の規定による 届出をして警備業者等の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう (この規則による改正後の警備業者等の護身用具の携帯 の禁止及び制限に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。) については、こ の規則の施行の日から起算して 10 年間は、改正後の規則第 2 条の規定にかかわらず、警備業者等はこれらを携帯することができ るものとする。